ヘ　診療記録の管理を適切に行う体制がとられていること及び心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行った保険医療機関であること。

ト　退院患者のうち、他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が概ね六割以上であること。

チ　亜急性期入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

リ　当該病室の病床数は、当該保険医療機関の有する一般病床の数の三割（一般病床の数が二百床を超える病院にあっては四十床、一般病床の数が百床以下の病院にあっては三十床）以下であること。

(2)　亜急性期入院医療管理料の注2に規定する別に厚生労働大臣が定める地域

別表第六の二に掲げる地域

(3)　亜急性期入院医療管理料の注2に規定する施設基準

イ　一般病棟入院基本料（十三対一入院基本料及び十五対一入院基本料に限る。）を算定する病棟（特定機能病院及び許可病床数が二百床以上の病院の病棟並びに診療報酬の算定方法第一号ただし書に規定する別に厚生労働大臣が指定する病院の病棟を除く。）の病室を単位として行うものであること。

ロ　当該病室を有する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十五又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

ハ　当該病室を有する病棟において、看護職員の最小必要数の四割以上が看護師であること。

ニ　当該保険医療機関内に在宅復帰支援を担当する者が適切に配置されていること。

ホ　診療記録の管理を適切に行う体制がとられていること及び心大血管疾患リハビリテーション料、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料、呼吸器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料に係る届出を行った保険医療機関であること。

ヘ　退院患者のうち、他の保険医療機関へ転院した者等を除く者の割合が概ね六割以上であること。

ト　亜急性期入院医療を行うにつき必要な構造設備を有していること。

チ　当該病室の病床数は、当該保険医療機関の有する一般病床の数の三割（一般病床の数が百床以下の病院にあっては、三十床）以下であること。

(4)　リハビリテーション提供体制加算の施設基準

当該病室に入院しているリハビリテーションが必要な患者について、脳血管疾患等リハビリテーション料、運動器リハビリテーション料又はがん患者リハビリテーション料を一週当たり十六単位以上算定していること。

十二　特殊疾患病棟入院料の施設基準等

(1)　特殊疾患病棟入院料1の施設基準

イ　脊髄損傷等の重度障害者、重度の意識障害者、筋ジストロフィー患者及び難病患者等を概ね八割以上入院させる一般病棟であって、病棟単位で行うものであること。

ロ　当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が十又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員及び看護補助者が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員及び看護補助者の数は、本文の規定にかかわらず、看護職員一を含む二以上であることとする。

ハ　当該病棟において、看護職員及び看護補助者の最小必要数の五割以上が看護職員であること。

ニ　当該病棟において、看護職員の最小必要数の二割以上が看護師であること。

ホ　特殊疾患病棟入院料2の施設基準等

(2)　特殊疾患病棟入院料2の施設基準

次のいずれかに該当する病棟であること。

イ　児童福祉法第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設（主として肢体不自由のある児童又は重症心身障害児を入所させるものに限る。）又は同法第六条の二に規定する指定医療機関に係る一般病棟であること。

ロ　次のいずれにも該当する病棟であること。

①　重度の肢体不自由児（者）等（脳卒中の後遺症の患者及び認知症の患者を除く。）、重度の障害者（(1)のイに掲げる者を除く。）を概ね八割以上入院させる一般病棟又は精神病棟であって、病棟単位で行うものであること。

②　(1)の施設基準のロからホまでを満たすものであること。

十三　緩和ケア病棟入院料の施設基準

(1)　主として悪性腫瘍の患者又は後天性免疫不全症候群に罹患している患者を入院させ、緩和ケアを一般病棟の病棟単位で行うものであること。

(2)　当該病棟において、一日に看護を行う看護師の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護師が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護師の数は、本文の規定にかかわらず、二以上であることとする。

(3)　当該療養を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(4)　当該体制において、緩和ケアに関する研修を受けた医師が配置されていること（当該病棟において緩和ケア病棟入院料を算定する悪性腫瘍の患者に対して緩和ケアを行う場合に限る。）。

(5)　当該療養を行うにつき十分な構造設備を有していること。

(6)　当該病棟における患者の入退棟を判定する体制がとられていること。

(7)　健康保険法第六十三条第二項第四号及び高齢者医療確保法第六十四条第二項第四号に規定する選定療養としての特別の療養環境の提供に係る病室が適切な割合であること。

(8)　がん診療連携の拠点となる病院若しくは財団法人日本医療機能評価機構等が行う医療機能評価を受けている病院又はこれらに準ずる病院であること。

(9)　連携する保険医療機関の医師・看護師等に対して研修を実施していること。

十四　精神科救急入院料の施設基準等

(1)　精神科救急入院料の施設基準

イ　主として急性期の集中的な治療を要する精神疾患を有する患者を入院させ、精神病棟を単位として行うものであること。

ロ　医療法施行規則第十九条第一項第一号に定める医師の員数以上の員数が配置されていること。

ハ　医療法施行規則第十九条第二項第二号に定める看護師及び准看護師の員数以上の員数が配置されていること。

ニ　当該病棟における常勤の医師の数は、当該病棟の入院患者の数が十六又はその端数を増すごとに一以上であること。